

国と地方自治体の公的な責任で条件整備をはかり
安全で安心できる学童保育に

私たちが求める学童保育の設置・運営基準

2003年6月

全国学童保育連絡協議会

総 則

1 学童保育の役割と子どもの最善の利益

< 学童保育の役割 >

学童保育には、共働き・一人親家庭等の小学生の放課後および土曜日や春・夏・冬休み等の学校休業日の生活を保障すること、そのことを通して親が働き続けることとその家族の生活を守るといった役割があります。

学童保育は仕事と子育ての両立のためには欠かせない施設としてこれまで発展してきました。

学童保育は働く親を持つ子どもたちの毎日の生活の場ですから、健康や安全の管理など養護も含めた基本的な生活が保障され、あわせて子どもの成長段階に見合った適切な指導・援助がおこなわれてはじめて、その役割を果たすことができます。

つまり、児童館や、最近政令市等で実施されている余裕教室を活用した「すべての児童の遊び場の提供」「遊びを通しての健全育成」の場に代替できるものではありません。

< 働く親の権利の保障と子どもの最善の利益 >

働くことと子育てを両立したいという願いは、子育て中の働く親たちにとって当然の願いです。厚生労働省の調査によれば小学校低学年の子どもを持つ母親の5割が働いています。親たちが安心して子どもを生み育てることができ、働く親を持つ子どもたちが健やかに育つ社会的なシステムが求められています。

日本国憲法は、第25条で国民の人間らしく生存することの権利を保障すること、また第27条では国民の労働の権利と保障についての国の責務を明確にしています。また、児童福祉法は第1条、第2条で児童育成の理念と国と地方自治体の児童の育成の責任を明確にしています。必要な子どもたちに学童保育を保障することはこうした憲法や児童福祉法の理念の具体化です。

また、子どもの権利条約第3条では「子どもの最善の利益」の考慮を、また第18条2項・3項の「働く親を持つ子の保育サービスを受ける権利と国の措置の義務」を明確にしています。

ILO（国際労働機関）の「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」（第156号条約）では、家族的責任を持つ労働者の特別なニーズに応じた国の措置の義務を明確にしています。

以上のことは、働く親たちが安心して子どもを生み育てるための環境づくり、そしてその一環としての学童保育を整備することが国や地方自治体の大きな責務であることを示しているのです。

2 国および地方自治体の責務

<国と地方自治体の責任と予算措置で「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」に基づく学童保育制度の整備を>

学童保育は、働くことと子育てすることの両立のために必要な施設であり、保育所と同様にたいへん公共性の高い施設です。必要な地域すべてに学童保育を設置し、子どもたちの毎日の生活が安定的に保障されるよう条件整備を図ることが国や地方自治体の責務です。

そのことから、「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」に基づく学童保育制度が、基本的に国と地方自治体の公的な責任において整備され、それにふさわしい財政措置が図られるべきだと考えています。

（参考資料） 学童保育の整備にかかる財政措置試算（別紙の「参考資料」）

<保護者の参画を保障して計画的な整備を>

社会福祉の基本法である社会福祉法では利用者も参画して地域福祉の推進を図ることを市町村に義務づけています。同じく、新たに制定される「次世代育成支援対策推進法」では、学童保育の整備も含む「地域行動計画」の作成にあたって、利用者（保護者）のニーズ調査に基づき計画を立てること、利用者（保護者）も参画させることとしています。

また、社会福祉法では市町村や事業実施者に、「利用者（保護者）の意向の尊重」「関係機関との総合的なサービス」「サービスの質の向上と透明性の確

保」「情報の提供」「利用者からの苦情解決」を行うよう定めています。

このように地方自治体が、学童保育の条件整備を図るうえでは保護者の参画を保障し、保護者の意向や要望を大切にしていけることが必要です。

対象児童と入所要件

- 1 小学校および盲・聾・養護学校小学部に就学している1年生から6年生までの児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童。
- 2 その他、必要と認められる児童。

規模

1 学童保育の規模の上限は40人までとする。41人以上は2学童保育とする。

開設日・保育時間

- 1 開設日
学校課業日および春・夏・冬休み・土曜日等の学校休業日（日曜・祝日・年末年始を除く）で、年間通した開設日であること。
- 2 保育時間
学校課業日は、原則として下校後から午後6時までとする。学校休業日は、原則として午前8時30分から午後6時までとする。
また、必要とする児童がいる場合は、地域の実情に応じて延長保育をおこなう。

施設・設備

- 1 学童保育に必要な施設・設備
学童保育の施設・設備には、生活室、プレイルーム、静養室、事務室、トイレ、玄関、台所設備、手洗い場、足洗い場、温水シャワー設備、物置、電気・給排水設備、冷暖房設備、屋外の遊び場、避難口、換気、日照・採光設備等を設けること。

ただし、併設の場合でも生活室と静養室、事務室、台所設備は専用とする。その他、生活に必要な備品を備えること。

2 施設の広さ、設備の内容

- (1) 生活室は、子ども1人につき1.98㎡以上確保し、生活に必要な用具を備えること。(用具としては、ロッカー、机、図書など)
- (2) プレイルームは、子ども1人につき1.98㎡以上確保し、遊具を備えること。ただし、生活室と共用する場合は、子ども一人につき3.96㎡以上確保すること。
- (3) 静養室(スペース)は、子どもが休める用具を備えること。
- (4) 事務室(スペース)は、指導員ロッカー、事務机、書棚、更衣コーナー、印刷機、電話・FAXを備えること。
- (5) トイレは、男子用女子用をそれぞれ確保し、便器を複数設けること。
- (6) 玄関は、くつ箱、傘置き場を備えると共に、子どもが安全に出入りできる広さを確保すること。
- (7) 台所設備は、湯茶、おやつを提供できるものとする。備品として、冷蔵庫、食器棚及び食器などを備えること。
- (8) 温水シャワー設備を備えること。
- (9) 屋外の遊び場として、児童遊園に準じて330㎡以上のボール遊びができる広さがある、専用もしくは近くに同程度の広さで遊べる場所を確保すること。
- (10) 障害がある児童の生活に支障がないよう、施設はバリアフリーとすること。
- (11) 非常警報設備および消火設備を設けること。

職員

1 職員

- (1) 学童保育には、学童保育指導員を配置する。
- (2) その他必要な職員を配置する。

2 学童保育指導員の配置基準

- (1) 学童保育指導員の配置は、専任、常勤、常時複数とする。児童数30人までは指導員2人以上、40人までを3人以上とする。
(注)児童数が41人以上になった場合は、2学童保育に分けることを「規模」で明記している。

(2) 学童保育に障害がある児童が入所する場合は、必要数の指導員を配置する。

3 学童保育指導員の資格

学童保育指導員は、学童保育指導員職（学童保育士）の資格を持つ者とする。

4 学童保育指導員の養成機関・養成内容

学童保育指導員職としての資格を取得するための養成機関および養成内容を下記のとおりとする。

(1) 養成機関

保育士、幼稚園教諭、小学校教諭を養成する機関に準じる。

(2) 養成内容

保育士、幼稚園教諭、小学校教諭を養成する内容に加えて、下記の内容を履修すること

学童保育原論（学童保育とは何か）

発達心理学（学童期の発達を学ぶ）

学童保育の生活内容（学童保育の生活づくり）

障害児保育概論

学童保育実習

5 学童保育指導員の研修

国および地方公共団体は、学童保育指導員の資質向上の機会を保障し、研修のための条件整備を図らなければならない。

6 職員の身分・待遇・健康管理

学童保育指導員には、円滑に職務が遂行できるような身分および待遇が保障されなければならない。また、職員の健康管理のために健康診断を実施する。

保育内容

(1) 学童保育の保育内容は次の通りとする。

子どもの安全・健康・衛生を確保すること

子どもの安定した生活を保障すること

遊びやその他の活動・行事などの豊かな生活を保障すること

- おやつを提供すること
- 施設外保育に努めること
- 外出・地域との交流に努めること
- (2) 家庭との連絡・協力をはかる
- (3) 関係機関との連携をはかる
(「学童保育の保育指針(案)」参照)

保護者・保護者会(父母会)の参画および協力・連携

- 1 保護者・保護者会(父母会)の運営への参画
事業実施者は、保護者・保護者会(父母会)が、運営に参画できるように努めること。
- 2 保護者・保護者会(父母会)との協力・連携
事業実施者は保育内容の充実のために、保護者の願いや意見を反映し、保護者・保護者会(父母会)と協力・連携を図ること。

学童保育の保育指針（案）

前文

はじめに

学童保育は、共働き家庭や一人親家庭など働きながら子育てをしたい（しなければならない）親たちが「安心して働きつづけたい」「子どもが安全で生き生きとした生活を送ってほしい」との強い願いによって誕生しました。

こうした切実な要求の広がり和社会的な理解がすすむなかで、学童保育は1998年4月から児童福祉法に位置づけられ（1997年児童福祉法改正）また第2種社会福祉事業と位置づけられました。（法律上の名称は「放課後児童健全育成事業」）

学童保育は児童福祉法第6条の2第12項で、「放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね10歳未満であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう」と事業の目的と対象、内容が明記されています。

この児童福祉法に明記されている「遊び及び生活の場」を、学童保育に通う子どもすべてに保障していくためには、国および地方自治体が財政措置をとった全国共通の設置・運営基準が必要です。

しかし現在の法制度の内容は、国や地方自治体の公的責任があいまいで、しかも学校や幼稚園、保育所やその他の児童福祉施設のような施設や職員などの基準、およびそのための財政措置は明確ではありません。そのために全国各地で実施されている学童保育施策は様々であり、劣悪なまま放置されている実態があります。

私たちは、学童保育で子どもが毎日安全で安心して快適に過ごせるための条件整備として「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」を提言し、その実現を国に求めていくものです。同時に、学童保育の保育内容を創っていく場合の基本となる「学童保育の保育指針（案）」を作成しました。

この「学童保育の保育指針（案）」は、学童保育指導員が保育を企画・計画・

実践していく場合の基本的内容を示したともと考えています。同時にこの「保育指針(案)」は、学童保育指導員の仕事内容がまだ未確立な状況であることから、学童保育指導員はもちろんのこと保護者および専門家等の関係者がともに力を合わせて理論的にも実践的にも一層発展させていく必要があるものです。

また、国が「学童保育の保育指針」を作成する場合は、大綱的指針にとどめ、学童保育指導員に押しつけるものであってはなりません。

1 学童保育の役割と法的根拠

学童保育には、共働き・一人親家庭等の小学生の放課後および土曜日や春・夏・冬休み等の学校休業日の生活を保障すること、そのことを通して親が働き続けることとその家族の生活を守るといった役割があります。

児童福祉法第1条、第2条は児童育成の理念と国と地方自治体の児童の育成の責任を明記しています。また、日本国憲法は第25条で国民の人間らしく生存することの権利を保障すること、第27条では国民の労働の権利の保障について国の責務を明確にしています。必要な子どもたちに学童保育を保障することはこうした憲法や児童福祉法の理念の具体化です。同時に国際法である子どもの権利条約第3条では「子どもの最善の利益」をうたい、第18条1項・2項・3項は「働く親を持つ子の保育サービスを受ける権利と国の措置の義務」を明確にしています。

ILO(国際労働機関)の「家族責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」(第156号条約)は、家族的責任を持つ労働者の特別なニーズに応じた国の措置の義務を明確にしています。

これらは、働く親たちが安心して子どもを生き育てるための条件整備は国・自治体の責務であると同時に国民の権利であることを明確にしています。

2 子どもの最善の利益を

子どもにとって学童保育は生活の場であり、健康や安全の管理など養護も含めた基本的な生活が保障され、子どもの成長段階に見合った適切な働きかけ・指導、援助がおこなわなければならない施設です。

学童保育は子どものための施設として、他の教育施設や保育施設、児童福祉施設などと同様に、次のことを原則として実施されなければなりません。

(1) 人権が守られなければならない

子どもは、まず人間としての生命の尊厳、人格の尊重、平和と安全が保障されたなかで人間らしく生きるなど、基本的な人権が守られ(憲法第25条)、「人として尊ばれる」(児童憲章)ことが必要です。

(2) 子どもとしての権利が守られなければならない

児童福祉法は「すべて児童は、ひとしくその生活が保障され愛護されなければならない」(第1条)としています。子どもには、人間としての人権が守られるだけではなく、人間らしく「生まれる」「生きる」「発達する」権利があります。

子どもの権利の最大の特徴は、子どもは成長・発達して大人になる存在であり、子どもの「生きる権利」は同時に「成長・発達する権利」「学ぶ権利」があるということです。子どもを「生きて成長・発達する」主体としてとらえる必要があります。

(3) 「子どもの最善の利益」が第一義的に考慮されなければならない

以上の人権や権利を保障するためには、すべての子どもに関わる活動・施設・機関・行政等は、常に「子どもの最善の利益」が第一義的に考慮されなければなりません(子どもの権利条約第3条)。

子どもの「最善の利益」とは、子ども一人ひとりの興味・関心、利益を考慮することであり、大人が子どもに押しつけるものではありません。絶えず何が「子どもの最善の利益」かを確かめることが必要であり、その基本は子ども自身の判断や考えを聞き、尊重することです。

3 学童期の子どもの特徴

学童期の子どもは9～10歳の発達の節目を持っており、人格形成上にとっても重要な時期です。そして、幼児期からの接続とさらに思春期へと移行していく特徴を持っています。学童期の子どもは、大人の保護がまだ必要であることから、依存しつつ自立していくことを押さえることが必要です。

学童期の子どもは、話しことばから書きことばへの移行期であり、話しことばに加え、書きことばを獲得していく時期です。また、自分自身、自分と他者との関係を認識し、自分が社会的存在であることへの自覚につながる大切な基礎になり、自分らしさ・個の確立や、社会的ルール・市民のモラルを理解し、獲得しながら、人間としての社会生活を豊かに生きる諸能力を高めていきます。

以上のような学童期の発達の特徴を押さえた意図的な働きかけが求められ

ます。

4 学童保育の子どもの特質

学童保育に通う子どもは保護者が就労等で昼間家庭にいない子どもたちです。保護者の労働実態は長時間労働、不規則勤務、不安定雇用など非常に厳しい状況があります。保護者と子どもがゆったりと関わる時間やゆとりを持ちづらい現実があります。時には保護者の仕事の都合によって食事なども含めて子どもだけで過ごす時間が少なくありません。

また、保育所のように朝夕保護者が送り迎えするのと違い、子ども自らが学校から自分で学童保育へ帰って行かなければなりません。さらに学童保育に通う子どもは年齢の異なる子どもたちが集団で継続した生活を送っています。異年齢の子どもたちがともに生活することは教えたり、教えられたり、頼ったり、頼られたりの関係が生まれる積極面がある一方、縦の関係がそのまま力の関係になる危険性が含まれています。だからこそ一人ひとりの子どもが大切にされる子どもの関係を育てていくことが求められます。

学童保育は放課後と学校休業日の生活の場であり、子どもにとってはやりたいことがもっとも自由に主体的に活動できるときです。

こうした特質をおさえながら保育内容を組み立ていかなければなりません。

・子どもに保障すべき内容

(1) 安全・健康・衛生

ア) 出欠の確認および所在の確認と対応を行うこと。

イ) 子どもの心身状態を把握し、必要な対応をすること。

ウ) 学童保育への行き帰りおよび学童保育での生活の安全を確保すること。

エ) 緊急時の連絡体制を整備するとともに、その応急処置に対応できるようにすること。また、必要な救急用品を備えること。

オ) 施設・設備の安全点検と安全措置を日常的に行うこと。また、衛生上必要な措置を講じること。

カ) 防災のための避難訓練などを実施し、非常災害発生時の対応を講じること。また、日頃から避難訓練実施や避難場所を周知しておくこと。

(2) 子どもの安定した生活

- ア) 一人ひとりが大切にされる生活づくりを行うこと。
- イ) 毎日の継続した生活を行うこと。
- ウ) 安心できる集団生活を行うこと。

(3) 遊びやその他の活動・行事などの豊かな日常生活

(4) おやつ

おやつを提供すること。子どもの身体の成長を考慮し、また、子どもの心身の状況および嗜好を考慮するよう努めること。

(5) 施設外保育

日常生活および行事などで施設外保育を取り入れるよう努めること。その際は、地域の自然や施設等を積極的に活用していくよう努めること。

(6) 外出・地域との交流

保護者との連携をもとに、必要に応じて子どもが外出することを保障するよう努めること。また、地域の子どもたち等と交流できるように努めること。

．子どもの把握と記録・保育計画

- (1) 一人ひとりの子どもを把握するために児童票を整備すること。
- (2) 子どもの出欠表をつけ、出席確認をすること。
- (3) 一人ひとりの子どもを把握するために記録をつけること。
- (4) 見通しある生活をしていくために保育計画を作成すること。実施に当たっては状況に応じて柔軟に運用すること。

．家庭との連絡

(1) 保護者と子どもの生活を伝え合う

「おたより」「連絡帳」等を活用して、家庭との連絡を行うこと。また、保護者会を開催（または出席）し、必要に応じて個人面談などを行い、

子どもの生活を保護者に伝え相互理解を深めるよう努めること。

- (2) 保護者との確認をもとに、必要とする子どもには宿題ができる環境を整えるなど、配慮すること。

．子どもの保険

傷害保険・賠償責任保険など必要な保険に入ること。

．関係機関との連携

(1) 学校

学校や学童保育での生活を相互に伝えあい連携をはかること。

(2) その他

ア) 福祉事務所、児童相談所、保育所などの児童福祉施設との連携をはかること。

イ) 必要に応じて警察や医療機関などとの連携をはかること。

ウ) 児童委員、自治会（町内会）など地域との連携をはかること。